

タイ王国
輸出管理システム構築プロジェクト
プロジェクト形成調査報告書

平成19年3月
(2007年)

独立行政法人国際協力機構
経済開発部

経 済
J R
07-051

タイ王国
輸出管理システム構築プロジェクト
プロジェクト形成調査報告書

平成19年3月
(2007年)

独立行政法人国際協力機構
経済開発部

序 文

我が国は、大量破壊兵器の拡散を防止するための国際的な枠組みに加盟し、アジア地域では最も厳しい取り組みを導入しています。

大量破壊兵器の拡散を防止するためには、すべての国は効果的な輸出管理を導入する必要がありますが、多くの国では輸出管理制度が十分ではありません。工業化を進める国々では、輸出を阻害するとして輸出管理に前向きでないことが多いのが現実です。しかし、徐々にではありますが、このような国においても輸出管理の重要性が認識されてきています。

このような背景の下、タイ王国政府から我が国に対し輸出管理システム構築についての調査が要請されました。本調査団はタイ王国政府からの要請に対し、JICAを通じてどのような協力が可能であるかを検討するために派遣されました。

本報告書は同調査団の調査結果をまとめたものです。

ここに本調査団の派遣に関し、ご協力頂いた日本国・タイ王国両国の関係各位に対し深甚なる謝意を表するとともに、あわせて今後のご支援をお願いする次第です。

平成19年3月

独立行政法人国際協力機構

社会開発部 部長 佐々木 弘世

略 語

APEC	Aisa-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力閣僚会議
ASEAN	Association of South-East Asian Nations	東南アジア諸国連合
BIOTEC	National Center for Genetic Engineering and Biotechnology	科学技術省 遺伝子工学生命科学研究所
BWC	Biological Weapons Convention	生物兵器禁止条約
CISTEC	Center for Information on Security Trade Control	財団法人安全保障貿易情報センター
CSI	Container Security Initiative	海上コンテナ安全対策
CTBT	Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty	包括的核実験禁止条約
CWC	Chemical Weapons Convention	化学兵器禁止条約
IAEA	International Atomic Energy Agency	国際原子力機関
ISP	International Security Program	
NPT	Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons	核兵器不拡散条約

目 次

第1章 調査の概要	1
1-1 調査の背景、経緯.....	1
1-2 調査の目的.....	1
1-3 団員構成.....	2
1-4 調査日程.....	2
第2章 不拡散・輸出管理におけるタイの位置づけと支援の意義	3
2-1 アジア諸国に対する輸出管理強化支援の意義.....	3
2-2 タイの輸出管理強化支援の意義.....	3
第3章 タイにおける輸出管理の現状と課題	4
3-1 タイの輸出管理の実施体制.....	4
3-2 タイの輸出管理の整備状況.....	6
3-3 タイの輸出管理の課題.....	6
第4章 今後の協力の方向性	9
4-1 タイの輸出管理の課題を克服するための協力.....	9
4-2 本件要請への対応について.....	10
4-3 今後の協力について.....	11
第5章 団長所感	12
5-1 課題と現況.....	12
5-2 調査結果に関する所感.....	12
5-3 提 言.....	13
付属資料	
面談メモ	
1. JICA タイ事務所.....	17
2. 在タイ日本大使館.....	18
3. 商務省.....	19
4. 工業省.....	21
5. 税 関.....	23
6. 国防省.....	25
7. 国家安全評議会.....	26
8. 商工会議所.....	28
9. 公共衛生省.....	30
10. 外務省.....	31
11. 原子力平和利用庁.....	33
12. 科学技術省.....	34
13. 商務省.....	35
14. 丸紅 タイ.....	36

第1章 調査の概要

1-1 調査の背景、経緯

大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は、世界的に安全保障に対する大きな脅威となっている。現在でも北朝鮮やイランで続く核開発はもとより、国際テロリズムの広がり、世界規模で張りめぐらされている安全にかかわる物質や技術の闇市場など、各国が連携して対応しなければ解決できない問題が多い。

我が国は核兵器不拡散条約（NPT）や化学兵器禁止条約（CWC）などの条約や輸出管理の国際レジームと呼ばれる国際的な不拡散体制に参加し、アジア地域においては最も厳格に輸出管理を行っている国といえる。しかし、最近では第三国を経由した迂回輸出等手口が巧妙化し、各国・地域との輸出管理分野での連携なくしてアジア地域での安全保障が脅かされかねない状況になってきている。

アジア地域での輸出管理体制のあり方については、2003年12月に日本・ASEAN 特別首脳会議の際の東京宣言において日本 ASEAN 行動計画が採択され、そのなかで「大量破壊兵器の拡散に反対し、効果的な輸出規制を採用・実施し、また、核兵器を含むすべての大量破壊兵器の全面撤廃という軍縮問題に関して、市民社会の参加を含め、様々に行動し公的な措置を通じて緊密に協力する」という内容が取り上げられている。

より厳格な輸出管理体制への要求の高まりを受けて、JICA では2004年度にASEAN 地域8か国（シンガポール及びブルネイ以外の各国）を対象として「途上国における輸出管理制度及びその運用に関する現状調査」というプロジェクト研究を実施した。各国における既存の輸出管理体制を調査するとともに、関係者を招請して輸出管理セミナーを開催している。

こういった背景のなか、タイ王国（以下、「タイ」と記す）は輸出管理システム構築に係る開発調査の要請を我が国に提出してきた。タイでも輸出管理の重要性・制度構築への意識が高まりつつあり、国際的な輸出管理体制強化の流れにも乗る必要があるものの、輸出管理はタイの国是とされる輸出促進政策と相反する部分があることから、現在のところ包括的な取り組みはなされていない。今後タイが取り得る輸出管理制度の枠組みについて提言するとともに、関係者の人材育成を図ることが求められている。

そこでJICA は、2006年11月19日から25日まで、経済開発部名久井技術審議役を団長とするプロジェクト形成調査団を派遣し、タイ側の関係者との協議を通じて本案件の実施可能性と協力の際の方向性を調査した。

1-2 調査の目的

本プロジェクト形成調査においては、タイ政府より提出のあった要請内容に基づき、関係機関との協議を通じて、要請内容の背景及び具体的内容を調査・確認し関連情報を収集するとともに、協力の実施可能性と協力の方向性を調査することを目的とする。

1-3 団員構成

担当	氏名	所属
団長・総括	名久井 恒司	JICA 経済開発部 技術審議役
安全保障行政	長嶋 伸治	外務省 不拡散・科学原子力課 企画官
輸出管理行政	岡田 治	経済産業省 安全保障貿易管理課 国際係長
協力計画	杉本 巨	JICA 経済開発部 貿易・投資・観光チーム

1-4 調査日程

日順	月日		行程
1	11/19	日	10:50 成田発 (NH953) 16:05 バンコク着
2	11/20	月	10:00 在タイ日本大使館 表敬 12:15 JICA タイ事務所打合せ 13:45 商務省
3	11/21	火	11:10 工業省 14:05 税関
4	11/22	水	9:35 国防省 11:05 国家安全評議会 15:10 商工会議所
5	11/23	木	9:15 公共衛生省 11:05 外務省 13:30 原子力平和利用庁 15:25 科学技術省 (BIOTEC)
6	11/24	金	10:00 商務省 14:00 丸紅 タイ 16:00 在タイ日本大使館 報告 16:30 JICA タイ事務所 報告 23:55 バンコク発 (NH916)
7	11/25	土	7:35 成田着

第2章 不拡散・輸出管理におけるタイの位置づけと支援の意義

2-1 アジア諸国に対する輸出管理強化支援の意義

- (1) 最近の我が国企業による大量破壊兵器懸念物資不正輸出事件の発覚、さらに北朝鮮のミサイル発射及び核実験を背景として大量破壊兵器の拡散防止や拡散懸念物資の輸出管理強化に対する内外での関心が高まっている。アジア地域には、不拡散及び輸出管理意識自体が希薄な国が多く、こうした国・地域に対してこの意識を高める必要がある半面、我が国と相互連携体制の構築を進めることができる国もある等、様々な発展段階にある国・地域が混在しているといえる。
- (2) アジア地域には現在大きな脅威となりつつある北朝鮮をはじめとする拡散懸念国が存在していることから、我が国のみでの輸出管理強化にとどまることなく、各国と連携しながら懸念物資が拡散国家に供給されないように網を張ってゆくことは我が国を含むこの地域全体の安全保障の観点からも必要といえる。

2-2 タイの輸出管理強化支援の意義

- (1) 我が国の安全保障にもかかわるタイの輸出管理

タイは北朝鮮と外交関係を有し、貿易も活発に行われている。北朝鮮の対外貿易ではタイは中国、韓国に次いで第3位となっている（2005年）。他方で、北朝鮮は先のミサイル発射及び核実験を行った結果、国連安保理で2本の決議（第1695号及び1718号）が相次いで採択されるなど国際社会から強い非難を受けている。また、北朝鮮から他の懸念国への大量破壊兵器とその運搬手段の拡散のおそれについても我が国はじめ国際社会で大きな懸念を呼び起こしている。上述のとおり、タイは北朝鮮との貿易がおおっぴらに行われており、そのなかで過去にタイを通じた北朝鮮への迂回輸出の試みも明らかにされている。北朝鮮のフロントカンパニーによる懸念物資調達活動が十分にうかがわれるタイにおいて輸出管理体制の強化を支援することは、我が国の安全保障の観点からも十分取り組みに値する課題であるといえる。

- (2) 東南アジア地域におけるタイの輸出管理制度強化の優位性

先に述べたように、アジア地域のなかにはいまだに輸出管理の意識自体が希薄な国が多いなかで、アウトリーチをはじめとする我が国等による様々な働きかけの成果もあり、タイは既に「意識向上」が必要な段階を越え、「国内法制度・体制整備」を一層進め得る段階に達したといえる。タイ政府関係者（特に商務省）も同様の認識であり、既存の法制度を一層強化、拡充するうえでの我が国の知見と具体的な助言を求めていることが今回の調査でも看取された。

- (3) タイの輸出入国政策と輸出管理強化策との調整

タイ政府は現在輸出立国に最大の優先順位を与えているものの、他方で、関係各省（商務省、財務省、外務省、国防省、科学技術省）は一致して輸出管理強化にも関心を表明しており、とりわけ、アジア地域内の輸出管理先進国である我が国からの支援を期待している。他方、民間セクターはタイ政府の後押しもあり輸出志向が強く、輸出に係る規制は可能な限り少なくとどめておきたいとの強い意向をもっている。輸出管理制度強化を円滑に進めていくうえでは国際市場で競争にさらされている民間セクターの立場にも配慮しつつ、説得と協力取り付け等の調整作業を行っていく必要があるだろう。

第3章 タイにおける輸出管理の現状と課題

3-1 タイの輸出管理の実施体制

タイの輸出管理は、以下の12省庁が、品目の管理又は輸出管理に関連する政策の決定にかかわっている。〔()内は、当該省庁が所管する品目、政策決定をする具体的な分野又は輸出管理に係る具体的な機能である〕。

- ① 首相府国家安全評議会（安全保障上の情報収集）
- ② 国防省〔通常兵器（ミサイルを含む）〕
- ③ 公共衛生省〔生物兵器（共管）〕
- ④ 工業省（化学兵器）
- ⑤ 科学技術省原子力平和利用庁（核兵器）
- ⑥ 商務省〔一般貨物並びに軍事用及び民生用に利用可能な貨物（以下「汎用品」という）〕
- ⑦ 外務省（国際条約や国際協定への対応）
- ⑧ 科学技術省国立遺伝子工学・生命工学センター〔生物兵器（共管）〕
- ⑨ 財務省関税局（輸出管理の執行）
- ⑩ 通信省（通信機器）
- ⑪ 農業協同省〔生物兵器（共管）〕
- ⑫ 首相府国家情報局（輸出管理を含む反テロに関する国家安全保障政策の策定）

今回のプロジェクト形成調査では、輸出管理に特に関係が深いと考えられる①～⑨の各省庁を訪問し、調査を実施した。各省庁における輸出管理に係る具体的な実施状況は、以下のとおり。

① 首相府国家安全評議会

- ・国家安全評議会の役割は、各省庁の意見を調整すること。
- ・国家安全評議会は、安全保障の観点から輸出管理に係る会合を招集することが可能。具体的には、2004年1月29日に会合が開催され、「輸出管理に関する担当省庁」が決定されている。なお、2004年に開催されたあとは、本会合は開催されていない。
- ・国家安全評議会は、輸出管理に関するガイドラインの作成を決定した。また、当該ガイドラインの作成状況を確認する会合も招集することになっているが、一度も開催していない。この会合が開催されれば、議題のひとつに「リスト作成の期限設定」をあげることも可能かもしれない。

② 国防省

- ・通常兵器関連品目の輸出管理を所管しており、規制対象品目リストも作成し、ワッセナー・アレンジメントの検討結果に基づいて更新している。
- ・担当部署には職員が5名いる。

③ 公共衛生省

- ・公共衛生省は病原菌などを所管しており、大学が主な輸出者となっている。
- ・輸出者が輸出する前に、最終需要者が記された申請書を提出させ、審査したのち、問題がなければ、許可を発給している。なお、最終需要者の多くは、海外の研究機関。

- ・業務を遂行するなかで、他省庁とは照会があった際に対応している程度。
- ・所管する病原体・動物毒素法の改正作業を進めており、2006年12月中に改正法を上程する予定。
- ・担当部署には職員が3名いる。

④ 工業省

- ・工業省は化学兵器関連品目を所管している。ただし、関連する装置は規制されていない。
- ・業務を遂行するにあたり、商務省とは情報提供するなどの連携をとっている。

⑤ 科学技術省原子力平和利用庁

- ・原子力平和利用庁は、核物質を所管しており、核物質の輸出管理小委員会を組織している。
- ・2005年9月22日に、国際原子力機関（IAEA）の包括的保障措置協定の追加議定書を批准。これを受け、商務省に対し汎用品に係る情報を提供している。
- ・現在、所管する原子力平和利用法で、装置及び技術に対して輸出管理規制を講じることができるよう改正作業を進めている。なお、核物質に係る装置でも汎用品に当たる品目の輸出管理は、商務省が所管。
- ・担当部署には職員が3名いる。

⑥ 商務省

- ・商務省は、輸出入貨物法を所管しており、一般貨物、汎用品の輸出管理を所管している。ただし、技術の輸出管理は実施していない。
- ・商務省は、5省庁会議のフォーカル・ポイント。
- ・汎用品リストの作成は進んでいない。現在は、EUリストなどによる品目ごとのチェックと同時に、他省庁所管の品目のなかにある汎用品のピックアップ作業も実施している。
- ・担当部署には職員が5名いる。このほか、許可を発給する部門には多くの職員がいる。

⑦ 外務省

- ・外務省は、国際条約や国際協定への対応を担当している。外務省は、他省庁に対して、条約や協定に対応するための協力を求めることができるが、それを強制することはできない。
- ・具体的にいえば、2006年10月14日に国連安保理決議1718号が採択されたが、外務省は速やかに国会に提出し、議決された。その後、10月25日に大臣レベルの会合が開催され、規制品目リストが商務省に渡された。外務省は協力要請をするのみで、商務省が、本規制品目リストを、どのようなタイミングで、どう扱うかについて強制はできない。

⑧ 科学技術省国立遺伝子工学・生命工学センター

- ・国立遺伝子工学・生命工学センターは、微生物及び遺伝子を改変した生物の輸出管理を担当する省庁の1つである。また、タイ政府部内の生物兵器禁止条約（BWC）のフォーカル・ポイントでもある。
- ・国立遺伝子工学・生命工学センターは、輸出管理の執行機関ではないため、公共衛生省などに情報を提供することが主な業務となっている。

- ・「微生物」や「遺伝子を改変した生物」の汎用品リストは、国立遺伝子工学・生命工学センターが原案を作成し、商務省に渡す予定。商務省がまとめる汎用品リストの一部に使用される見込み。

⑨ 財務省関税局

- ・現在「e-export」導入の準備をしており、2007年1月1日から導入される予定。なお、2007年6月末まではEDI（電子データ交換）と併用される見込み。
- ・「e-export」が導入されると懸念貨物の摘発の精度が高まるとともに、その摘発が容易になる。
- ・汎用品リストが定められたのち、汎用品規制が講じられるとなると、輸出貨物の約8割が検査の対象となる。

3-2 タイの輸出管理の整備状況

2001年1月、外務省が輸出管理に関係する12省庁を招集し、輸出管理整備のためのワーキンググループを設置した。その後、2003年10月にタイ・バンコクで開催されたAPEC（アジア太平洋経済協力閣僚会議）首脳会議における反テロリズムに関する合意を受けて、首相府国家安全評議会の呼びかけにより、2003年11月、国防省、公共衛生省、工業省、科学技術省原子力平和利用庁及び商務省が、輸出管理に関する関係省庁会議（以下「5省庁会議」という）に参加した（図-1参照）。5省庁会議では、輸出管理品目の整備について、担当省庁を以下のとおり決定した。

- ① 通常兵器専用品（担当：国防省）
- ② 生物兵器専用品（担当：公共衛生省）
- ③ 化学兵器専用品（担当：工業省）
- ④ 核兵器専用品（担当：科学技術省原子力平和利用庁）
- ⑤ 汎用品（担当：商務省）

①～④の各専用品について、輸出管理品目は既にリスト化しているが、⑤の汎用品についてはまだリスト化されていない。

また、品目のリスト化以外の輸出管理の整備は、進んでいない。具体的には、「3-3 タイの輸出管理の課題」を参照。

3-3 タイの輸出管理の課題

タイの輸出管理の当面の課題は、以下のとおり。

① 汎用品リストの作成

3-2で記述したとおり、軍事専用品のリストが既に作成されている一方で、商務省が担当している汎用品リストは作成されていない。未作成の理由は、以下のことが考えられる。

- － 商務省で本件を担当する人員が、課長を含めて5名と少ない。
- － 他の関係省庁及び民間団体（民間企業）との協力体制が整っていない。具体的には、他の関係省庁は概してセクショナリズム（部局割拠主義）に陥り、「汎用品リストは商務省が作成するもの」と考えている。また、民間団体（民間企業）は、「輸出管理は産業（企業）の競争力の低下を招くもの」という認識があり、輸出管理の重要性をそもそも認識していない。

なお、商務省の担当人員が少ないことによるコーディネート能力の欠如も協力体制が整わない

理由のひとつと考えられる。

- － 商務省は、
「今後1年を目途に汎用品リストの完成をめざす」、
「関係省庁との委員会を立ち上げ、問題があればそこで議論するような体制をとる」、
「輸出管理に対する産業界（企業）の理解を深めることが必要」、
「仮に JICA プロジェクトが実施された場合、商務省からカウンターパートを出す用意はある」等、

汎用品リストの作成等に対する一定の意欲は見受けられるが、a) 何を、b) どのような手順で進めればよいのか、について、具体的なスケジューリングはなされていない。

② その他

汎用品リストの作成以外で、タイの輸出管理を整備するための主な課題は、以下のとおり。

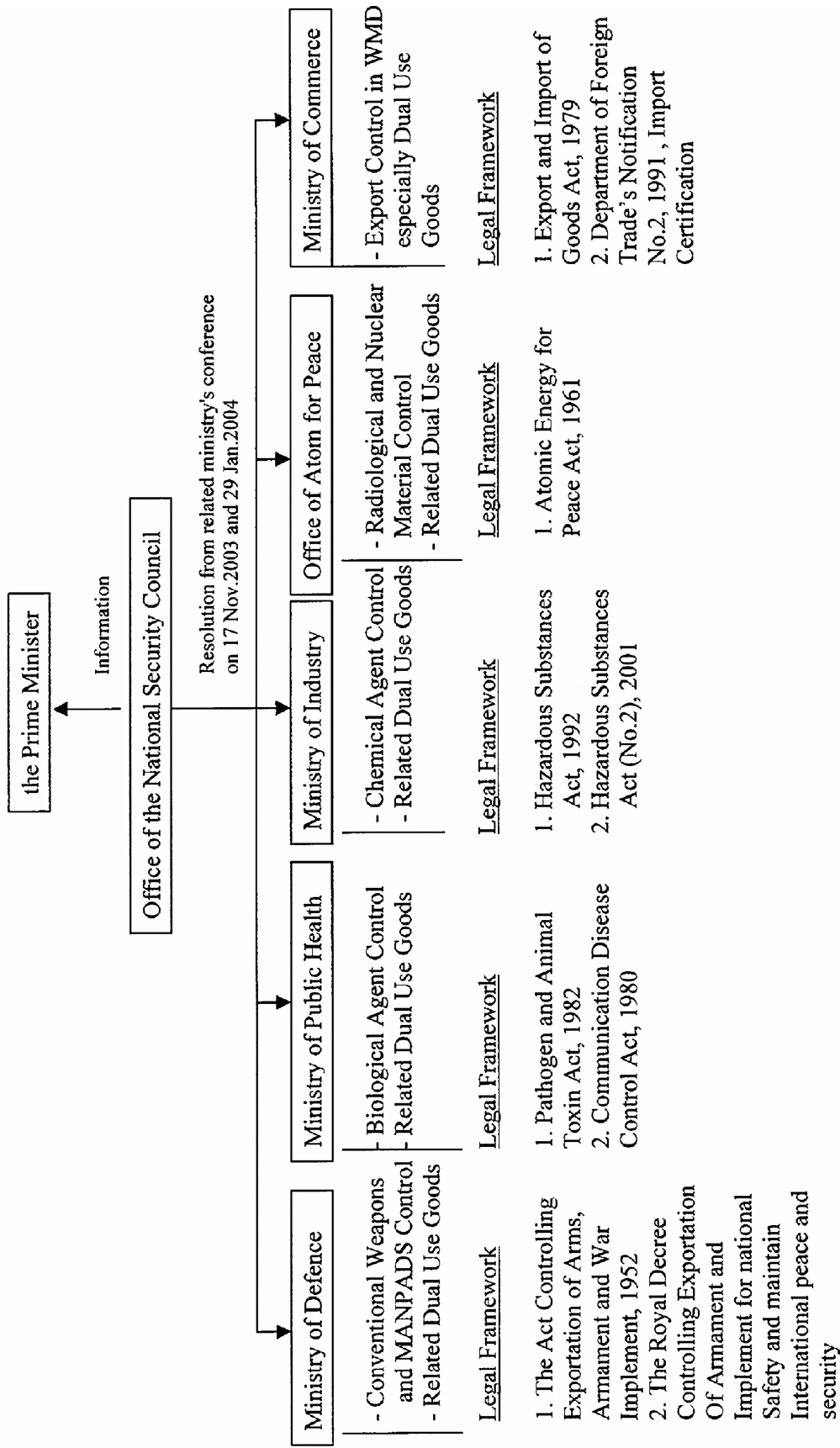
- － 機微技術に対する規制
- － キャッチオール規制
- － 懸念外国ユーザーの情報管理
- － トランジット（通過）、トランスシッピングメント（積替）及び再輸出に対する規制
- － 官民関係者の輸出管理に対する意識と理解度の低さ

以上に加え、a) 輸出管理を担当する省庁の統合¹、b) 輸出管理当局と輸出者との橋渡しとなる組織の設立²、についても、コストや組織・運営などの面からその実現可能性について検討することが必要。

¹ 日本では、輸出管理は経済産業省の専管となっているが、例えば米国では、汎用品は商務省、核物質は原子力規制委員会、兵器（Arms）は国務省、禁輸措置の管理は財務省、核物質の製造に関する技術はエネルギー省と分掌されている。

² 日本では、輸出管理当局と輸出者との橋渡しを専門として行う組織として財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）があるが、英国やドイツ等では、当該組織はない。

**Export Control System of Thailand
for Prevention of WMD Proliferation**



図一 輸出管理に関する関係省庁会議

第4章 今後の協力の方向性

4-1 タイの輸出管理の課題を克服するための協力

(1) 協力の必要性

アジア地域において、大量破壊兵器の開発及び拡散は、安全保障に係る共通の大きな脅威となっている。このため、ASEAN各国が、輸出管理制度を強化したうえで厳格な実施をし、迂回輸出防止のための連携を強化することが必要である。

こうしたなか、タイは、北朝鮮からみて、中国、韓国に次いで3番目の貿易相手国であり、北朝鮮との貿易額も増加傾向で推移している。また、タイは、輸出管理の重要性（及び制度構築）への意識が高まりつつあることから、我が国の輸出管理政策にかんがみて、タイの輸出管理の強化に協力することが必要である。さらに、タイへの協力をモデルケースとして、他のASEAN各国への協力を進めることも可能となる。

一方、国連安保理決議1540、2003年10月のAPEC首脳会合及び12月の日本ASEAN特別首脳会議等において、各国が効果的な輸出管理を実施することを合意したところである。こうしたなか、我が国はアジアの各国・地域に輸出管理制度の強化を図る協力を積極的に行うこととしている³。

(2) 協力の範囲及び具体的内容

第3章3-3で記した当面の課題を克服するために以下の協力が必要。

① 汎用品リストの作成への協力

a) 汎用品リストを作成するにあたって必要な情報の提供

（国際輸出管理レジームの規制リストの提供、CWC規制リストの提供、日本の輸出管理規制リストの提供及び規制品目の概要等）

b) 規制対象となり得る品目について、タイの輸出入額（量）及び生産額（量）を調査する際のアドバイス

c) 関係省庁及び民間団体（企業）の協力を得るためのフレームワークづくりのためのアドバイス

② 厳格な輸出管理を実施するための開発計画を作成するための協力

規制品目リストを作成するのみでは、厳格な輸出管理法制を網羅的に整備したとはいえず、第3章3-3②で記した制度の整備や情報管理を実施することが必要である。

このため、

a) どのような制度の内容、情報管理がいいのか

b) どのような制度、情報管理が実現可能か

という点につき、技術やコスト、組織・運営などの面から調査を実施し、開発計画を作成

³ 第1回アジア輸出管理政策対話（2003年10月27日、於：東京、議長：経済産業省貿易経済協力局長）議長総括（抜粋）

複数の参加者が、より厳格な輸出管理のために、アジア各国・地域間で実務的及び行政的な知見を共有することに対する強い要望を表明した。結果として、参加者は、以下の認識を共有した。

参加者は、アジア各国・地域が適切な輸出管理制度を導入するよう働きかけるためのより精力的な努力を行うこと、及び各国・地域が行う又は行う予定のそれらの努力をより効果的かつニーズを重視したものにするための協調のための方策を追求することを決定した。

することが必要である。

以上の必要性に応えるため、当該分野に精通し、経験豊富な専門家で構成された調査チームを派遣し、開発計画案を作成する。

③ 厳格な輸出管理の実施への協力

厳格な輸出管理を実施するためには、規制品目リストを整備するとともに、

a) 審査プロセスを効果的なものにする

b) 担当職員が個別品目を審査する際、規制品目か否かを識別する能力を高めることが必要である。

また、厳格な輸出管理を実施するためには、政府の輸出管理当局の厳格な執行のみならず、産業界（企業）が自主的に輸出管理業務に取り組むことが必要不可欠である。このため、産業界（企業）の輸出管理に対する理解を高めるとともに、産業界（企業）が具体的にどのような取り組みをすればよいかを知ることが必要である。

以上の必要性に応えるため、日本における企業コンプライアンスの具体的な事例の紹介やアウトリーチ・セミナー等を実施する。

4-2 本件要請への対応について

上記4-1では、タイにおける輸出管理体制の課題とそれを解決するための協力方策を考察した。タイ政府が本件を要請した背景は正にそこにあるといえる。

しかしながら、要請のとおり開発調査を実施するための条件が揃っていない状況が今次調査にて明らかになった。

その理由は次のとおり。

(1) タイ政府の輸出管理体制

タイ政府全体として、輸出管理は必要だとしつつも、既に輸出管理体制は整っているという認識となっている。そのため、今後特段輸出管理体制を強化するという意見がほとんど聞かれなかった。

(2) 商務省担当部局の体制

本件のカウンターパートである商務省貿易局貿易政策室で汎用品の輸出管理を担当している。当該部署には職員が5名いるものの、すべての分野の汎用品をこの5名がリスト化することは不可能であるといっている。

基本的には商務省がフォーカル・ポイントとなり、各省が協力してリストを作成することとなっているものの、商務省はこれまで他省庁を巻き込んでリスト作りを開始した形跡はなく、インフォーマルな情報交換も活発に行われているという印象は受けなかった。また、関係省庁も商務省の汎用品リスト作りを積極的にサポートするような体制にはなっていない。

また、日本政府に要請を提出してきた担当部局が要請内容についてきちんと説明できなかつたり、今回の調査団受入れについて関係省庁に十分に情報提供できていなかったりという状況であることを考慮すると、本件支援への熱意があまり感じられなかった。

(3) 要請内容の妥当性

調査のアウトプットとして輸出管理体制のロードマップの作成があがっているが、タイ政府としてはロードマップは既に作成済みという認識である。

また、効率的な審査の実施や貨物識別のための研修などの成果についても、まずは汎用品リストが作成されないと意味がない部分である。商業省による汎用品リスト作りと並行的にこれらの活動もしていくという説明があったものの、特に具体的なプランがあるわけでもなかった。

要請内容と商業省の担当部局が求めているもの（汎用品リスト作成）の間には乖離があり、その部分については最後まで先方から十分な説明はなかった。

4-3 今後の協力について

上記のような理由から、タイ政府からの要請に今すぐに応えるには時期尚早といわざるを得ない。しかし、これまでも述べてきたとおり、タイにおけるこの分野の課題は少なくない。この点について、本調査団では今後の当該分野での協力について検討した。検討の結果、想定される協力は次のとおり。

ただし、これら案件の実施に際しては、タイ政府内での輸出管理体制強化のコンセンサスの醸成とタイ政府から我が国政府に対しての要望の提出が大前提である。

(1) 短期専門家派遣

輸出管理体制の強化のため、日本の事例を参考に官民協力や政府内での体制強化を支援。

(2) 国別研修の実施

日本の事例を学ぶこと、関係省庁間の連携を強めること、今後の計画を立案することなどを目標にした本邦研修の設定。

第5章 団長所感

5-1 課題と現況

タイ政府には大量破壊兵器の拡散を防止するための厳格な輸出管理体制が構築されていない。2003年11月及び2004年4月の国家安全評議会の決議により関係5省庁の輸出管理に関する役割は規定されている。しかし、汎用品リストが作成されておらず、それを作成するための技術的サポート体制は存在していない。ほかにもエンドユース等の情報収集・管理体制不在、関係機関間の連携が不十分など組織的な問題点は多い。

本調査は、関係省庁のうち、通商局貿易対策部を有する商務省がカウンターパートとなることを想定したシステム構築支援の要請に基づくものであった。同省を含む関係機関からの聞き取りによって汎用品リストの作成は専ら商務省の担当であるが、作業を実施するキャパシティが決定的に不足しているために汎用品の有効な輸出管理が実現される見通しが立っていないことが判明した。

5-2 調査結果に関する所感

(1) 関係者の認識

2003年10月にバンコクで開催された“APEC Economic Leaders”会合における宣言に大量破壊兵器不拡散の決意が盛り込まれていることが輸出管理体制整備のきっかけになったというもの、同国貿易政策の優先項目である輸出促進と相反するという考え方が強く、危機感をもって輸出管理を強化すべきという意識は概して低い。政府から民間セクターへのアウトリーチもなされておらず、民間企業は競争力の低下につながる規制強化には反対という認識である。

(2) 商務省のキャパシティ

タイは国際レジームには参加していないものの規制品目リスト作成や汎用品取り締まりはそれらに準拠しようとしている。しかし、一部の、汎用品の輸出管理は一部の化学物質を除きまだ国内法に取り込まれていない。現在商務省では輸出管理担当者5名でEUの規制リストを基に作業に取りかかっているとのことであるが、技術的バックグラウンドをもつ職員は皆無で、外部からの支援体制が得られる見込みもない。

(3) 国家安全評議会の役割

審査手続きに関しても審査担当の官庁が所管品目によって分断されているため効率が低く、統合化の道筋も見えておらず前途は多難である。関係省庁間の調整を行う機関である国家安全評議会は、国際的な安全保障に関する問題意識を有しているものの体制構築や手続き制定などの実務面での役割は担っていない。また、評議会はガイドライン作成のモニタリングを行うことになってはいるが、作業が進捗していないことを自認している。

(4) 関係省庁の連携

統一された審査制度の構築及び関係機関が連携することが必要であるが、タイでは他省庁の業務に意見をつけることは、干渉であるとして避ける傾向がある。上記国家安全評議会は各省に役割を分担したことで事足りると考えているようである。各規制分野に係る5省庁(防衛省、公共衛生省、工業省、原子力平和利用庁及び商務省)、外務省及び税関は、それぞれの任務を現行法

に基づいて執行するなかで連携が必要との認識はあるものの、率先して行おうという動きはない。結果として汎用品規制に欠かせないエンドユーザー情報や技術的知見の共有がなされない状況にある。

5-3 提言

上述のように、タイにおいて汎用品の輸出管理が国際的要求水準を満たすように行われるためには、多くの解決すべき課題があり、これらに対し、我が国の輸出管理体制を基にした技術協力は、可能な限り望ましいことではある。その協力が有効なものとなるためには体制整備の必要性をタイ政府が危機感をもって強く認識し、その認識に基づいて適切な人員を配置し、管理体制に必要な知見を共有できる連携体制を構築することが不可欠である。今回の調査では、タイ政府各部署の活動は割り当てられた任務を遂行するにとどまっており、本格的な体制整備を行う覚悟は見当たらなかった。したがって現時点で考えられる有意義な協力は、国家安全評議会、関係省庁及び民間セクターを含む関係先に働きかけ、輸出管理に対する認識の向上を図り、統一的で効果的な管理体制整備及び関係機関間の連携を促進する必要があることを理解させることであろう。

付 属 資 料

面談メモ

1. JICA タイ事務所
2. 在タイ日本大使館
3. 商務省
4. 工業省
5. 税 関
6. 国防省
7. 国家安全評議会
8. 商工会議所
9. 公共衛生省
10. 外務省
11. 原子力平和利用庁
12. 科学技術省
13. 商務省
14. 丸紅 タイ

2006年11月20日
 経済開発部 杉本

1. JICA タイ事務所

日 時	2006年11月20日 12:15~12:45
場 所	JICA タイ事務所
出席者	<JICA タイ事務所> 佐藤所長、小川次長、井上所員、衣笠所員 <JICA 調査団> 名久井団長、長嶋団員、岡田団員、杉本団員
<佐藤所長からのコメント> ・タイは北朝鮮と外交関係もあるので、迂回貿易の中継点となり得ることから、輸出管理を徹底するのは我が国の安全保障にも資するものだ。 ・輸出管理は手間隙がかかると聞いたことがあるので、効率的に行われるようになれば日本企業にも裨益し得るのではないか。 ⇒日本企業へもアポイントメントを取り、調査を行うこととする。 ・第2メコン橋の開通や、バンコク新空港の開業など人・ものの動きが活発化することが見込まれるのでタイムリーである。 ・前回の暫定政権では暫定政権下でかなりの重要法令を公布している。今回もタクシン首相のやり戻しで輸出管理制度の整備には追い風が吹くかもしれない。 ・タイの経験を周辺国にも広めていくような協力になるといい。 ・ASEAN への中国・インドの影響力は今後増大する可能性が強い。日本の強みを生かせる分野ではどんどん協力を行うべき。 ・とにかく早く実施されるように期待する。	

2. 在タイ日本大使館

2006年11月20日
経済開発部 杉本

2. 在タイ日本大使館

日時	2006年11月20日 10:00～10:50
場所	在タイ日本大使館
出席者	<大使館> 石川一等書記官 <JICA> 名久井団長、長嶋団員、岡田団員、杉本団員、井上所員、衣笠所員
<p><石川書記官からのコメント></p> <ul style="list-style-type: none">・この分野にはいろいろな形でこの10年来協力はしてきているものの、今のところ具体的な成果が見えてこない。・タイを経由する迂回輸出が少なくないのではないかと思量。これまでは摘発されたことはないようだが。・輸出管理レジームのアウトリーチ先として、タイは対象になるのではないか。・北朝鮮にとってタイは中国、韓国に次いで3番目の貿易相手国である。・輸出促進が国是といってもいいような状況（特に前政権下では）なので、輸出管理を積極的に進めたいという機運が高まっているようには見えない。・タイ外務省は折に触れて輸出管理の強化について対外的に声明を出しているが、実際のところ商務省などと連携しているとは思えない。・ASEAN内の政情が比較的安定しているので、輸出管理を強化しないといけないという危機感を覚えていないのでないか。・大使館との協議の場でも、輸出促進についての話は出ても、輸出管理の話題は出たことがない。・今回の要請内容も他省庁と調整をして出してきたとは思えない。・タイでの輸出管理強化は日本の安全保障にも資するので、調査を実施することでタイ国内の省庁横断的な問題についての体制づくりの一助となればいいのではないか。	

3. 商務省

2006年11月20日
 経済開発部 杉本

3. 商務省

日時	2006年11月20日 13:45~16:00
場所	タイ商務省
出席者	<p><商務省 Bureau of Trade Measures, Department of Foreign Trade></p> <p>Ms. Suchana Choocherd (Director)</p> <p>Ms. Pranee Sachakamol (Assistant Director)</p> <p>Ms. Laddawan Sanyakalin (Trade Technical)</p> <p>Ms. Yada Wiboonpong (Trade Technical)</p> <p>Ms. Pichayapa Pokasamrit (Trade Technical)</p> <p><JICA></p> <p>名久井団長、長嶋団員、岡田団員、杉本団員、井上所員</p>
	<p><Ms. Choocherd></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近は輸出管理の重要性が再認識されつつある。法的な枠組みは既にある程度はできているが、所管省庁が多く全体としてどう調整を図るかが問題である。 ・商務省としては汎用品リストの作成が喫緊の課題であり、JICAにはその部分で協力してほしい。 <p><要請背景について></p> <p>目的1（法的枠組みの整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的枠組みについてはある程度できあがっている。商務省に輸出許可を出す権限があるので汎用品リストが作成されれば当面は十分である。 ・当面は技術の輸出についてはタイとして取り締まることは考えていない。取り締まり品目については国際レジームにのっとった形で作成しているところ。 <p>目的2（審査手続きの確立）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暗中模索の状況で、どのような方策が最善か分からない。輸入管理についても税関での手続きを終えてしまうとその後の追跡ができないので何とかしないといけないと思っている。 ・また審査内容が各省庁にまたがるため、現在は効率的に行われていない。 <p>目的3（税関職員のスキルアップ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請書に税関職員とあるところは審査にかかわる職員と読み替えてほしい。 ・税関とも話をして汎用品の同定については能力向上が不可欠だという部分で意見は一致している。また、タイは迂回貿易の経由地となり得るので関係する職員の能力向上は不可欠。 ⇒汎用品リストがないところで汎用品の同定について論じても意味がないのではないか？ ⇒それゆえ日本政府に汎用品リストの作成に関する協力をお願いしたい。

目的4（民間セクターへのアウトリーチ）

- ・民間セクターとの接点は今のところない。2年前にタイ工業会へ出した質問状の回答では、タイでは汎用品に当たるような品目の生産は行っていないということだった。
- ・汎用品のリストを作成する際には民間からの意見聴取は不可欠。
- ・商務省としては汎用品リストの作成が焦眉の急であるが、国全体の意見としては要請書にある内容のとおりである。

<担当部署の概要について>

- ・担当者は5名。この部署で米国の輸入政策の情報収集も所管している。
- ・輸出管理の分野では現在はみんなでEUリストを品目ごとにチェックしている。
- ・他の省庁で整理されていない汎用品についても洗い出しを進めている。
- ・Bureau of Trade Measuresには輸出入許可を出す部門があり、そこにはスタッフが多くいる。

<他省庁との関係について>

- ・商務省は5省庁会議のフォーカル・ポイント。前回の5省庁会議は4月に実施され、次回は近いうちに開催する予定。定期的ではない。委員会ではなく、会合という位置づけで、最新の情報交換をしており、必要があればタスクを組んで問題に取り組むこともある。
- ・他の省庁はおおむね協力的。

<他国の動向>

- ・米国によるセミナーが開催されている。11月にもワークショップが開かれた。

<他国への協力について>

- ・将来的に他国に協力をすることに異論はない。
- ・現在では東南アジア各国はどこも輸出管理制度が整っているとはいえず（制度があっても効果的に執行されているとはいえず）、国によって制度も異なっている。

<今後の輸出管理政策>

- ・国の政策にかかわることなので商務省としては何とも言えない。
- ・日本のように、ある省庁が全体をまとめるようなことは、タイでは将来的にもできないと思う。
- ・できれば各省庁から成る委員会が結成されて国全体で調整ができるような形が望ましい。

<調査実施の場合の体制について>

- ・商務省だけでなく他の関係省庁からも人を出してもらうようなことは検討に値する。
- ・商務省からカウンターパートを出すことについては異論はない。

4. 工業省

2006年11月21日
 経済開発部 杉本

4. 工業省

日 時	2006年11月21日 11:10~12:15
場 所	工業省
出席者	<p><工業省></p> <p>Mr. Adisorn Naphavaranonth (Deputy Director General)</p> <p>Mr. Soodsakorn Putho (Director, Treaties and International Strategies Bureau)</p> <p>Ms. Nuchanat Suphansri (Officer, Treaties and International Strategies Bureau)</p> <p>Mr. Rintawrt Sombustsiri (Officer, Treaties and International Strategies Bureau)</p> <p>Mr. Chusak Wongwatcharakarn (Director, Office of the National Implementation for the CWC, Hazardous Substances Control Bureau)</p> <p>Ms. Jutamat Chantayanee (Hazardous Substances Control 2, Hazardous Substances Control Bureau)</p> <p>Ms. Jittima Laohapojanart (Scientist, Office of the National Implementation for the CWC, Hazardous Substances Control Bureau)</p> <p><商務省></p> <p>Ms. Yada Wiboonpong (Trade Technical, Bureau of Trade Measures)</p> <p><JICA></p> <p>名久井団長、長嶋団員、岡田団員、杉本団員、井上所員</p>
	<p><工業省の全体コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請はタイ政府としてのものであり、商務省のみが関与するというわけではない。 ・プロジェクト研究の際にできる限り情報を提供している。その後は特に変化があったとはいえず、現状は当時のままである。 ・プロジェクト研究を基に日本に協力をしてもらえるか非常に期待している。 <p><他省庁との協力について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前、輸出管理について関係12省庁のワーキンググループがあったが、各省庁がどの分野を担当するのかがはっきりしたためそのワーキンググループは解消した。 ・関係5省庁の会合は汎用品に関して商務省が必要とする情報を提供する程度のもの。また、国家安全評議会の要請により招請されることはある。国家安全評議会が指示を出せば、各省庁は指示に従う必要があるため、輸出管理制度の確立も上からのイニシアティブが必要。 ・輸出管理については商務省とは密に協力をしながら仕事を進めている（情報提供が中心）。 ・工業省としては輸出管理のなかの担当部分を粛々と執行している。

<民間セクターとのかかわり>

- ・輸出管理という観点では、民間セクターへのアウトリーチは未実施。
- ・工業省は民間セクターとは常時コンタクトがあるので、汎用品リストを作成する際にも協力を仰ぐ必要があるし、アウトリーチも実施していかななくてはいけないと思っている。

<今後必要な対策>

- ・全体を包括的に調整する機能の確立が重要である。
- ・汎用品についてはどの法律にも規定されていない。工業省管轄の法令では汎用品を規定するには法改正が必要であり、現実的ではない。他省庁でも状況は同じであるが、商務省管轄の輸出入貨物法であれば汎用品を規定できるため商務省が汎用品を担当することとなった。
- ・輸出管理制度を確立するには、①関係省庁による委員会を組織し汎用品リストを作成すること、②汎用品に関する新たな法令を制定すること、の2つの方法があるだろう。新法を制定するのは非常に時間がかかり現実的ではない（暫定政権は前政権に比べると時間はかからなくなったが）。
- ・化学物質についてはある程度管理ができているものの、機械や技術については把握しきれていないので、この分野の協力は必要。
- ・輸出管理を強化するのは現状のままだとどうしようもない。人員を増やそうにも予算がない。政策レベルでの決定が期待されるどころ。

5. 税 関

日 時	2006年11月21日 14:05～15:15
場 所	タイ王立税関
出席者	<p><税関></p> <p>Mr. Kitti Suttisumpun (Customs Chief Inspektor, Laem Chabang Port Customs Bureau)</p> <p>Mr. Tachapon Kitikovitana (Customs Chief Inspektor, Investigation & Suppression Bureau)</p> <p>Mr. Wisava Pitisuksombat (Customs Chief Inspektor, Customs Service Sub Division, Laem Chabang Port Customs Bureau)</p> <p>Mr. Yutana Phoolpipat (Chief of Customs Service II, Bangkok Port Customs)</p> <p>Mr. Pongsapak Treruttanaset (Chief Inspector, Bangkok Port Customs Bureau)</p> <p>Ms. Rashanuwan Rawirath (Director, Customs Academy)</p> <p>Ms. Pantipa Prammanee (Senior Tax Specialist)</p> <p>Ms. Tanya Rojanadilog (Senior HR)</p> <p><商務省></p> <p>Ms. Yada Wiboonpong (Trade Technical, Bureau of Trade Measures)</p> <p><JICA></p> <p>名久井団長、長嶋団員、岡田団員、杉本団員、井上所員</p>
	<p><税関の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在 e-export 導入の準備をしている。来年1月1日からは完全導入となる（半年間は EDI を併用する）。e-export が導入されると疑わしい貨物の摘発が早くなるとともに精度も上がる。 <p><輸出管理に関するニーズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用品についての検査は難しい。汎用品リストが導入されると貨物の8割が検査対象になる。 ・汎用品については米国の協力で抽出調査を行いチェックをしたが、問題となるようなものが出てきたことはなかったの、特に心配していない。ただ、将来的に状況が変化する可能性があり、その場合は職員の能力向上が必要となるかもしれない。 ・日本企業のタイ支店でどのような輸出管理をしているか教えてもらえるとありがたい。 ・日本をはじめ、アジア地域で先進的な国からの情報、主に輸出管理のケーススタディがほしい。 <p><他省庁とのかかわりについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商務省が日本政府に要請を出したということは聞いたことがあるが、その内容は今回初めて知った。また、要請内容の税関職員の能力向上についても事前には特に相談はなかった。 ・税関は各省庁の規定する品目を検査するのが仕事なので、輸出管理制度の構築について税関が会合に出たり意見を言ったりすることはない。

<他国からの支援>

- ・ 米国、カナダ、日本から輸出貨物の検査についての協力を得ている。米国税関から専門家が6名駐在し指導を受けた。
- ・ 今回の調査団の主旨について調査団訪問の直前に知らされたため、質問については後日紙面で返答する。

6. 国防省

2006年11月22日
 経済開発部 杉本

6. 国防省

日 時	2006年11月22日 9:35~10:30
場 所	国防省
出席者	<p><国防省></p> <p>Mr. Colonel Somjet Klaivdom (Director, Munitions Control and Industrial Development Division, Defence Industrial Department)</p> <p>Mr. Captain Benjaporn Patarnanom (Deputy Director)</p> <p>Mr. Cdr. Ratprakay Sukhakich (Chief of Export Control Section)</p> <p>Mr. Colonel Dao Thoraneenitiyan (Deputy Director, Mobilization Division, Office of Policy and Planning)</p> <p>Mr. Colonel Warit Laosirirat (Office of the Defence Industrial Committee)</p> <p><JICA></p> <p>名久井団長、長嶋団員、岡田団員、杉本団員、井上所員</p>
<p><国防省での輸出管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイでは輸出管理は多くの省庁が所管しているが、国防省もその一省庁である。担当部署には職員が5名いる。 ・国防省では武器関係の輸出管理を担当している。管轄している法令はプロジェクト研究に述べられているとおりで、まったく問題なし。というのも通常兵器はリストがあり非常に明確だからである。 ・管理品目リストについてはワッセナーアレンジメントに基づき常時更新している。 ・通常兵器に関しては米国やオーストラリアの支援でセミナーを開催した。そこで得られた情報を他省庁と共有することもある。 ・この問題は一国では解決できないので、国内はもとより外国の協力を仰ぎたい。 ・汎用品関係の情報については商務省に渡しており、最近では2か月前に情報を送っている。 ・商務省がこのような要請を日本政府にしていることに関しては知らなかった。 	

7. 国家安全評議会

2006年11月22日
経済開発部 杉本

7. 国家安全評議会

日時	2006年11月22日 11:05～12:25
場所	国家安全評議会
出席者	<p><国家安全評議会></p> <p>Mr. Surachai Nira (Senior Expert on Counter-Terrorism)</p> <p>Mr. Vera Urairat (Deputy Director, Bureau of International Security Affaires)</p> <p>Mr. Teerapatr Juntakarn (Analyst, Bureau of International Security Affaires)</p> <p><JICA></p> <p>名久井団長、長嶋団員、岡田団員、杉本団員、井上所員</p>
<p><輸出管理が必要な理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連決議でも輸出管理体制の構築が謳われており、国内はもとより二国間、多国間での協力が必要である。 ・テロリストにとっては金さえあれば武器が手に入る状況なので、輸出管理を強化することで脅威を小さくすることができる。 ・タイは地政学的にも中継貿易の基地となり得るので、輸出管理は極めて重要である。ただし汎用品の取り締まりは難しいので協力が必要。 <p><最近の輸出管理体制をめぐる動向></p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出管理については5省庁が担当してガイドラインを作成することとしており、国家安全評議会は安全保障の面から輸出管理についての会合を召集することができる（2004年1月29日の会合で輸出管理の担当省庁を決定、直近では2004年6月17日に開催）。 ・各省庁はコンタクトパーソンを届け出て、折に触れて情報を交換することとしている。 ・国家諜報局は他国の諜報機関と協力し、安全保障のための警戒リストを作成し、それに基づいてモニターしている。 ・輸出管理ガイドライン作成についてはワーキンググループをつくって作業している。 ・この2年間ではほとんど輸出管理に関しての進捗はなかった。 ・国是としている輸出促進を阻害するおそれのある輸出管理の強化には慎重で、政府としては輸出管理の国際レジームに参加する意向はない。 ・各省庁が担当している情報をいかにつないでいくのが重要。例えば汎用品リストができた暁にはそれを税関とどうつなぐかを考えなければいけない。 	

<国家安全評議会の機能について>

- ・各省庁の意見を調整するのが国家安全評議会の役割である。
- ・輸出管理のガイドラインを作成することは決めたが、それについての時間的なリミットは設けていない。各省庁の自主性を尊重することが肝要であり、国家安全評議会は各省庁の仕事について支持できる立場にない。
- ・タイムリミットは設けていないが、ガイドライン作成のモニタリングのための会合を国家安全評議会が召集することになっている（これまで一度も開催されていない）。モニタリング会合が開催されるとすれば、そこでタイムフレームの策定を議事次第に載せることは可能かもしれない。
- ・国家安全評議会では、現在は国家安全保障大綱の策定で手一杯で輸出管理政策まで手が回っていない。

<汎用品リストについて>

- ・商務省が汎用品リストを作成することになっており、人間的にも少なく難しいのは分かるが、人員が少ないのはどこも同じである。
- ・商務省の省是は輸出の推進であり、輸出管理のための人員を増員するのは難しいのではないか。

<当該開発調査について>

- ・開発調査をするのであれば、日本や韓国とタイとの比較調査をして将来のあるべき姿を描くのがいいのではないか。
- ・商務省が日本政府に対してこのような要請を出していることは関知していなかった。

8. 商工会議所

2006年11月22日
経済開発部 杉本

8. 商工会議所

日 時	2006年11月22日 15:10～16:20
場 所	タイ商工会議所
出席者	<p><商工会議所></p> <p>Mr. Pornsil Patchrintanakul (Chairman, The Committee on Trade Rules and International Trade)</p> <p>Mr. Virachai Vongbunsin (Vice-Chairman, The Committee on Trade Rules and International Trade)</p> <p>Dr. Piyanuch Malakul Na Ayuthaya (Vice-Chairman, The Committee on Trade Rules and International Trade)</p> <p>Mr. Buntoon Wongseelashote (Vice-Chairman, The Committee on Trade Rules and International Trade)</p> <p><JICA></p> <p>名久井団長、長嶋団員、岡田団員、杉本団員、井上所員</p>
<p>(当初は本調査の目的を誤解されていたため、誤解を解くために時間を費やした。日本政府が日本への輸出に関してタイ側での管理を強めてほしいと要請しに来たと思われていた。)</p> <p><商工会議所からのコメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間セクターとしてはコストと時間で競争力の有無が決まるので、輸出管理の強化が競争力の低下につながるような内容であるのであれば、反対である。 ・大量破壊兵器の拡散が世界的な問題であることは理解するが、周辺国が輸出管理を強化しないなか、タイだけが率先してする理由はどこにあるのか。タイの輸出製品の競争力低下につながるだけではないか。 ・日本政府が提言をするのは自由だが、それをタイ側に押し付けるようなことはやめてほしい。 ・輸出管理をきちんと行うことで、何かしらインセンティブが与えられるということであれば話は別である。 ・「だれが」「どのように」「だれのために」輸出管理をするのか、その必要性についてきちんと説明してほしい。 ⇒JICA 調査団が回答する内容ではない。タイ政府と話をすべき。 ・Export Control という名前がよくない。「平和と安全のための方策」でもなんでもいいので「輸出規制」というニュアンスでないほうが民間企業としては受け入れやすいのではないか。 ・輸出管理は環境問題とは違い、対応したからといってタイの国民に裨益するものではないので、取り組む意義を見いだせない。 ・タイからの輸出を管理するよりは、他国からの積み替え輸送などの輸入部分の管理の強化をした方がいいのではないか。 	

- ・タイ政府が国際的な枠組みのなか、輸出管理の体制を整備しようとしているということについては全く情報がなかった。
- ・商工会議所としては何が何でも輸出管理に反対ということではない。貢献できる部分は貢献したいと思っている。ただし、繰り返すようであるがコストと時間がかかるような制度の導入には反対する。

9. 公共衛生省

日 時	2006年11月23日 9:15~10:20
場 所	公共衛生省 医療科学局
出席者	<p><公共衛生省></p> <p>Ms. Surang Dejsirilert (Chief, Miscellaneous Bacteriology Section, National Institute of Health, Department of Medical Science)</p> <p>Mr. Poolsak Phomsuwansiri (Pharmacist, Biological Testing Section, Bureau of Drug and Narcotic, Department of Medical Science)</p> <p>Dr. Jotika Boon-Long (Ms.) (Chief, Foreign Affaires Section, National Institute of Health, Department of Medical Science)</p> <p><JICA></p> <p>名久井団長、長嶋団員、岡田団員、杉本団員、井上所員</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出管理を担当する部署には職員が3名いる。 ・ 2年前のプロジェクト研究の際の状況と事情は大きく変わっていない。 ・ 公共衛生省での取り扱いは現在では大学が輸出者となる病原菌などだけで、輸出の際には必ず宛先が同定できるような形で届け出を出してもらい、許可することになっている。宛先は外国の研究機関であることがほとんど。 ・ 他省庁との関係は互いに干渉せずに自分の担当分野をしっかりとこなしている状況。照会があった際に回答している程度。 ・ 所管する法令（生物安全？）については改正作業が進んでおり、来月には改正法を上程する予定。 ・ 現在は特に連携していないが、汎用品は商務省が担当しているので将来的には何らかの情報提供は必要である。 ・ 政府部内に輸出管理についての調整者がいないのが問題である。 ・ 米国のISP (International Security Program) に従い、生物兵器禁止条約 (BWC) 関係品目の取り扱い業者の登録をしてもらうように民間に働きかけている。当初は医薬品関係 90 社程度だったが、最近では食品加工や化粧品産業など 350 社に登録が増えた。 ・ 商務省が日本政府に技術協力の要請をしたということは関知していない。 ・ 研究者が届け出ずにポケットに入れるなどして国外に規制品目を持ち出すことがあるのが問題となっている。セミナーなどを開催して意識向上を図りたいと考えているところ。

2006年11月23日
 経済開発部 杉本

10. 外務省

日 時	2006年11月23日 11:05～12:05
場 所	外務省
出席者	<p><外務省></p> <p>Dr. Charn Jullamon (Mr.) (Director, Peace, Security and Disarmament Division, Department of International Organizations)</p> <p>Ms. Nuchjaree Klongsungorn (Peace, Security and Disarmament Division, Department of International Organizations)</p> <p><JICA></p> <p>名久井団長、長嶋団員、岡田団員、杉本団員、井上所員</p>
<p><タイ政府の輸出管理についての見解></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不拡散体制に協力することは国際社会の一員として当然のことであり、タイ政府としても責務は全うする。 ・核兵器不拡散条約 (NPT)、化学兵器禁止条約 (CWC)、BWC、包括的核実験禁止条約 (CTBT)、国際原子力機関 (IAEA) の Safeguard agreement などを批准している。また国連安保理決議 1718 号についても実施している。 ・タイでは関係 5 省庁が輸出管理を担当している。 ・1993 年にタイ・米海上コンテナ安全対策 (CSI) 宣言が出され、2004 年から実施している。 ・国境にカメラを設置し、物の管理だけでなく人の入出国管理もしっかりしている。 ・輸出管理についてはセミナーなどを開き、意識向上を図っている (日本や米国の協力の下)。 <p><日本政府に期待すること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出管理に関する情報を広めるためのセミナーの定期的な実施 ・様々な形での情報交換の促進 ・輸出管理の内容を調整するための二国間合意 ・関係職員のための研修 ・関連するデータベースの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・能力向上はどのような組織にとっても非常に重要である。国連への報告方法などについても協力してほしい。 ・外務省として輸出管理体制構築について何をすればいいのかということについて考え始めているところ。 ・条約に対応するために各省庁に協力を求めることはできるが、外務省としては他省庁に強制することはできない。 	

例えば、国連安保理決議 1718 号は今年の 10 月 14 日に決議されたが、タイ外務省はすぐに国会に提出⇒議決⇒10 月 25 日に大臣間の会合が開かれ規制品目リストが商務省に送付された。ただ、外務省としては協力要請をすることしかできないのが実態である。

- ・ 諜報機関同士での情報交換も不可欠。
- ・ 商務省が輸出管理について協力要請を日本政府に提出していたことは知らなかった。

11. 原子力平和利用庁

2006年11月23日
 経済開発部 杉本

11. 原子力平和利用庁

日 時	2006年11月23日 13:30~14:20
場 所	原子力平和利用庁
出席者	<原子力平和利用庁> Ms. Siriratana Biramontri (Nuclear Non-Proliferation Center) <JICA> 名久井団長、長嶋団員、岡田団員、杉本団員、井上所員
<原子力平和利用庁の体制> ・担当者は3名。 ・不拡散センターの主な仕事は放射線安全、施設安全と不拡散・安全保障である。ちなみにタイの原子炉は原子力平和利用庁にある実験炉が1基あるのみ。	
<輸出管理体制と他省庁との協力について> ・商務省は関係省庁の会議を何度か開催した。 ・原子力平和利用庁も原子力関係輸出管理品目についての小委員会を組織している。 ・IAEAの包括的保障措置協定の追加議定書を2005年9月22日に批准し、それに従い汎用品については商務省に情報を提供している。 ・追加議定書では装置を規制できないため、原子力平和利用法の改正作業を進めている。改正法には装置と技術も規制できるようにしている。 ・現在ほとんどのデータを収集しており、最終的には追加議定書ののっとしてデータベースを構築したいと考えている。 ・民間セクターへのセミナーを商務省が中心となって一度実施している。 ・産業界へのアウトリーチは非常に重要。政府として取り組むことが必要であろう。 ・汎用品については商務省の所掌。国の経済全体を見渡すことができる商務省でないと汎用品は取り扱えないのでこの分担は妥当だと考えている。 ・関係5省庁間の関係は、少なくとも担当者間には非常によい。	
<他国との協力体制について> ・ミットヨ事件が報道されたときは原子力平和利用庁がミットヨのタイ事務所に連絡を取り事情の聞き取りをした(結果としては特に情報は得ることができなかったが)。危機意識は高い。日本もこのようなことが起きた場合は速やかに情報提供をしてほしい。 ・有効なシステムを構築するには国際的な協力が不可欠。 ・原子力供給国グループが定める品目に関しては米国やオーストラリアが研修を開催したりしている。	

12. 科学技術省

日 時	2006年11月23日 15:25～16:20
場 所	科学技術省 遺伝子工学生命科学研究所 (BIOTEC)
出席者	<p><BIOTEC></p> <p>Dr. Ruud Valyasevi (Deputy Director of BIOTEC)</p> <p>Dr. Namchai Chewawiwat (Researcher)</p> <p>Ms. Suwanee Chunhametha (Research Assistant)</p> <p>Ms. Chlinee Kongsawat (Policy and Planning Analyst)</p> <p><JICA></p> <p>名久井団長、長嶋団員、岡田団員、杉本団員、井上所員</p>
<p><BIOTEC の体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BIOTEC 全体で職員は 1,000 名。半分は研究者。 ・ 外務省により BIOTEC が BWC のフォーカル・ポイントに任命された。 ・ 微生物については量的管理をしている。また遺伝子組み換え生物については輸出入全般を管理している。 ・ BIOTEC は輸出管理の実施機関ではなく、技術提供が主な任務。実際の輸出管理は公共衛生省などが所管している。また、バイオ安全法は天然資源省の所管である（バイオ安全についての管理が専らで、バイオセキュリティについては議題に上ることが少ない）。 ・ 昨年、政府機関の再編により権限が分散して仕事がしにくくなった。例えばバイオ安全については9省庁にまたがっている。 ・ 科学技術省本省では本件については全くタッチしていない。 <p><汎用品リストについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汎用品リストについては作成する計画はあるが、まだ全く手付かずの状況。汎用品リストについて BIOTEC が作成しなければどこも作成しないという自負があるからである。 ・ 専用品のリストについても更新したいが、人手がなくて更新することができない。 ・ 汎用品リスト作成の際にはオーストラリアグループのリストを参照したいが、最終的なものは国情に見合ったしっかりしたものになりたい。 ・ 汎用品を同定するために BIOTEC の知見だけだと難しいことも考えられるので、大学や他の研究機関の協力も仰ぎたいと思っている。 ・ ドラフトした汎用品リストを商務省に渡し、最終的には商務省から公表することになる。 ・ BIOTEC 内規により微生物の輸出入を管理している。国内外の他の研究機関などにも呼びかけて、タイへ（から）の微生物の輸出（輸入）については BIOTEC に登録してもらうようネットワークを拡充しているところである。 	

13. 商務省

2006年11月24日
 経済開発部 杉本

13. 商務省

日時	2006年11月24日 10:00~11:20
場所	タイ商務省
出席者	<p><商務省 Bureau of Trade Measures, Department of Foreign Trade></p> <p>Ms. Suchana Choocherd (Director)</p> <p>Ms. Pranee Sachakamol (Assistant Director)</p> <p>Ms. Laddawan Sanyakalin (Trade Technical)</p> <p>Ms. Yada Wiboonpong (Trade Technical)</p> <p>Ms. Pichayapa Pokasamrit (Trade Technical)</p> <p><JICA></p> <p>名久井団長、長嶋団員、岡田団員、杉本団員、井上所員</p>
<p><調査団からのコメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査を通じて商務省が難しい立場にあるということは十分理解した。 ・輸出管理システム自体はある程度できあがっているのので、それをタイ政府としてどのように発展させていくのかということが重要。ただ、今回はその方向性がはっきりしなかった。 ・国家安全評議会では担当部署を決めることが自分たちの仕事であり、それは既に終わっているという理解だった。また、関係省庁も自分たちのもっているリストによる規制に専念すればいいということで、汎用品については商務省任せになってしまっている。 ・民間セクターは輸出管理についてほとんど分かっていないということが明らかだ。 ・商務省は要請元として、この問題について取り組むのだというもっと強い意志を表明してほしいところ。 <p><商務省からのコメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的には必ず汎用品の輸出管理も必要になるので是非リスト作りの協力をお願いしたい。 ・汎用品リストのみができていない状況で、他省庁の担当部分は既に完成している。 ・リストについてはできる限り早くタイ語で作成する必要がある（今後1年を目処にリストの完成をめざす）。 ・今後は関係省庁との委員会を立ち上げ問題があればそこで議論するような体制をとりたい。 ・リストを作成しつつ民間セクターの輸出管理についての理解も深める必要があることは承知している。 ・最近局長が代わったばかりだが、輸出管理が重要なことには変わらない。 	

14. 丸紅 タイ

2006年11月24日
 経済開発部 杉本

14. 丸紅 タイ

日 時	2006年11月24日 14:00～15:00
場 所	丸紅 タイ
出席者	<丸紅 タイ> 柴垣年克リスク管理部長 <JICA> 名久井団長、長嶋団員、岡田団員、杉本団員、井上所員
<丸紅での輸出管理体制> ・丸紅では本社に特定貿易管理室があり、リスクマネジメントの一環として輸出管理を実施している。 ・タイ事務所内では安全保障貿易規定を定めており、法対象外のものについても懸念国宛での取引についてはすべて本社に問い合わせることになっている。 ・また、年に一度自主点検を実施しており、漏れのないように心がけている。 ・本年秋に本社からリスク管理部長代理が来て日本人社員及びナショナルスタッフに向けて安全保障貿易についての研修を実施した。丸紅タイとしては初めての試みだったが、社員の意識は高まったと感じている。 ・今後の課題はナショナルスタッフの意識向上である。 ・与信管理のなかで輸出管理の検査項目もある程度はチェックできるので、コストが大幅にかかるようになったとは思わない。チェック項目に従い、問題があれば本社に問い合わせるようにしている。既存のツールを活用し、いかに効率的に輸出管理をしていくかが担当者の腕の見せ所である。 ・現在のところ、取引先はタイ国内であることが多い。その他もホワイト国がほとんどであり、ホワイト国に該当しないのは中国、バングラデシュ、イランぐらいである。それらについては内容を必ずチェックする仕組みになっている。	
<その他コメント> ・タイの輸出管理についても調べたが、全体像が把握できない。日本の法令に従っていれば問題はないと思うものの、外国企業にも分かりやすく全体像を示してほしいところ。 ・汎用品についてはどこまで追いかけることができるのか、正直分からない。 ・取引先がどこまで輸出管理をしっかりとっているのか、ということについてはなんともいえない。顧客の仕事のやり方について指導するような立場にはないし、その点だけをとって取引を控えるということも考えていない。それは当社の責任の範疇を超える部分である。 ・だが、知らなかったとしても、当社の取引先から懸念国へ商品が流れてしまうようなことになるのは困る。そこは日本政府としてもしっかりとタイ側に支援をしてほしいところ。 ・輸出管理について困った事例が発生したということは日系商社のなかでは聞いたことはない。	

- ・タイではあまり輸出管理について意識は高くないと思うが、今後は社会的な評価が高まるなどすれば徐々に状況は改善するのではないか。

